

## 令和3年度投薬後健康管理体制確保補助事業 QA

R4年1月6日時点

### (受入医療機関型病院・バックアップ病院共通)

Q 1 補助対象となる医療機関はどのような医療機関ですか。

A 1 府内に所在し、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する医療機関です。

ただし、当該医療機関が(1)及び(2)のいずれにも該当する場合、各号の医療機関に対する補助金を重複して申請することができます。

(1) 大阪府抗体治療外来医療機関として府に登録されている医療機関のうち、新型コロナウイルス感染症患者等受入医療機関(以下、「受入医療機関型病院」という。)

(2) 大阪府新型コロナウイルス抗体治療バックアップ病院として府に登録されている医療機関(以下、「バックアップ病院」という。)

Q 2 対象期間はいつからいつまでですか。

A 2

○ 補助対象となる医療機関としての登録日から知事が定める日まで

※終期は府ホームページにて追ってお知らせします。

Q 3 申請書はどこでもらえますか？

A 3

○ 府のホームページにて申請書データを掲載しています。

Q 4 申請方法は？

A 4

○ 申請書類を府が指定する期日までに電子メールにて提出願います。

また実績報告についても府が指定する期日までに提出願います。

Q 5 申請先は？

A 5

○ ■ 郵送先 〒540-8570 (住所の記載は不要)

大阪府健康医療部保健医療室感染症対策支援課 病院支援第一グループ

投薬後健康管理体制確保補助金担当あて

■ メールアドレス coronataisaku01@gbox.pref.osaka.lg.jp

※件名は「投薬後健康管理体制確保補助金(〇〇病院)」としてください。

※可能な限り、電子メールで提供願います。必ずパスワードを付けてください。

※書類を郵送される際は、簡易書留等で送付願います(書類の追跡が可能なため)。

Q 6 補助金額はいくらですか。

A 6

○

補助対象者	補助対象経費	交付額
受入医療機関型病院	補助対象期間中に、外来で患者へ <b>中和抗体薬（※）</b> を投与した後、外来診療時間外に健康管理を行う医師のオンコール体制の確保等に要する経費	1月あたりの交付額は以下のとおりとする。 (ア)外来で中和抗体薬を投与した患者数が月間で30人以上100人未満の月は、2,500,000円 (イ)外来で中和抗体薬を投与した患者数が月間で100人以上の月は、5,000,000円
バックアップ病院	補助対象期間中に、受入医療機関型病院以外の抗体治療医療機関が外来又は往診により <b>中和抗体薬（※）</b> の投与を行う場合のバックアップ（患者の病態悪化時の相談及び、容体急変時の緊急の入院受入等）の体制確保等に要する経費	バックアップ病院としての業務を行った1月あたりの交付額は1,200,000円とする。

※経口抗ウイルス薬の投与は含みません。

Q 7 いつ交付されますか？

A 7

○ 概ね実績報告から1か月を予定していますが、状況により前後する可能性があります。

Q 8 請求書の提出は必要ですか？

A 8

○ 請求書の提出は不要です。

補助申請の後、実績報告をご提出ください。府で審査後特に問題が無ければ補助金を交付いたします。

Q9 中和抗体薬の投与実績がゼロですが、実績報告が必要ですか？

(バックアップ病院における連携先抗体治療医療機関での投与実績がゼロの場合を含む)

A 9

○ 1月～3月における中和抗体薬の投与実績がゼロの場合は、毎月の実績報告の提出は不要といたします。3月分の実績報告時にまとめてご提出ください。

補助金交付の要件を満たす投与実績がある場合は、これまでどおり毎月の実績報告をいただければ当該月に係る補助金を交付いたします。

(受入医療機関型病院)

Q10 診療の際、中和抗体薬を投与しなかった場合でも、補助対象の基礎となる患者数に含まれますか。

A10

○外来で投与した後の健康管理体制の確保を補助要件としていますので、投与を行わなかった患者は本補助金の算定の基礎となる患者数に含まれません。

Q11 自院でもともと入院していた患者に対し、中和抗体薬を投与した患者も補助対象の基礎となる患者数に含まれますか。

A11

○外来で投与していない患者は含まれません。

Q12 外来受診後、自院で入院となった患者は補助対象の基礎となる患者数に含まれますか。

A12

○中和抗体薬の投与後、入院が必要となった患者は含まれます。

(バックアップ病院)

Q13 月の途中からバックアップ病院としての業務を始めた場合でも補助金の交付対象になりますか？

(例：10月22日よりバックアップ病院としての業務開始した場合、10月分として120万円交付されるか)

A13 連携する抗体治療医療機関において中和抗体薬の投与実績があれば、月の途中でも交付対象となります。ただし、同月内に複数の連携先抗体治療医療機関のバックアップをする場合でも交付額は120万円となります。

Q14 連携する抗体治療医療機関において中和抗体薬の投与実績が無い場合は交付対象になりますか？

A14 バックアップ病院として業務を行うことが補助対象となっているため、連携する抗体治療医療機関での中和抗体薬投与の実績が無い場合は交付対象になりません。

Q15 府が作成するバックアップ病院の候補リストに掲載されていなくても交付対象になりますか？

A15 バックアップ病院として登録されていれば交付対象です。(併せて連携する抗体治療医療機関において中和抗体薬の投与実績があることが必要です)